

ナラシ対策とは

米価が下落した際に収入を補てんする
保険的制度です。

1 対象者

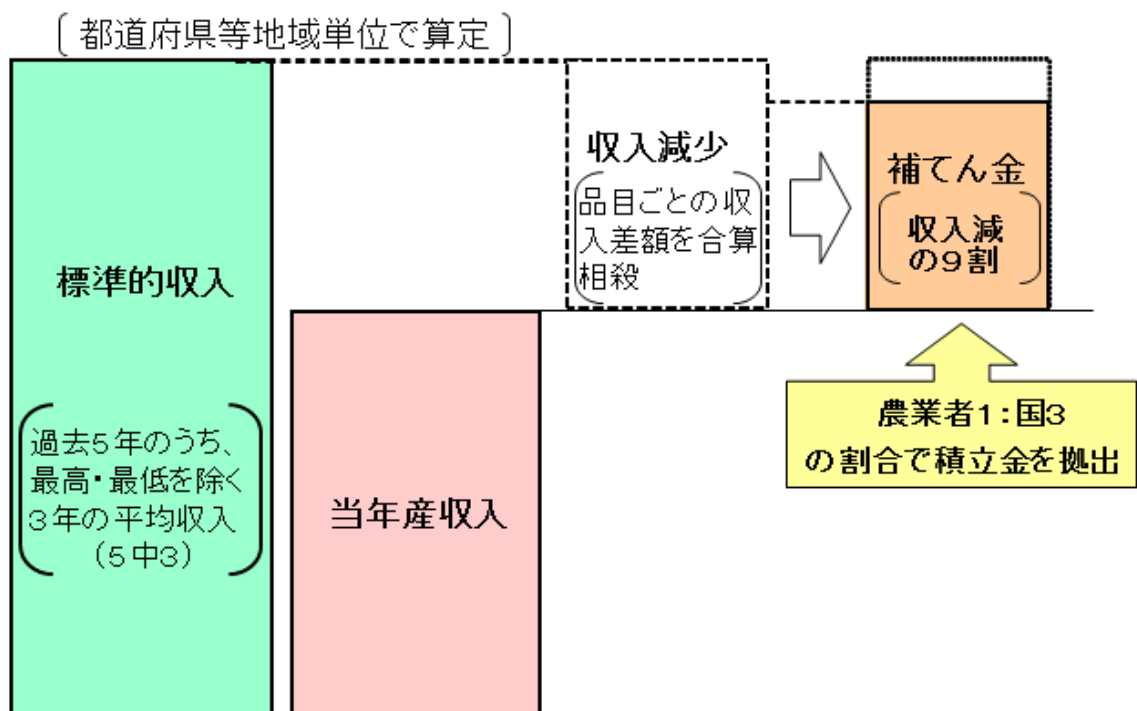
27年産から、認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象
(規模要件はありません)

2 対象品目

米のほか、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

3 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。



- ・農業者は対策加入時に、①標準的収入の10%下落まで対応できるコースと②20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- ・国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- ・補てんは、収穫秋後3月までの価格をみて、5～6月に支払います。